

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡山県は、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岡山県知事

公表日

令和4年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、父母の離婚等により父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給する。上記事務を行うに当たり、新規認定の審査等に特定個人情報を取扱う。また、児童扶養手当に関する情報は、情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバへの副本の登録を行う。
③システムの名称	児童扶養手当システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 37の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 ○情報照会に係る根拠 番号法別表第二 57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二 13の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第35条、第36号、第44条、第53条、第59条の2の2 ※30の項は、当面利用しない事務
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	岡山県保健福祉部子ども家庭課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岡山県総務部総務学事課 行政情報・不服審査班 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話 086-226-7214
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岡山県保健福祉部子ども家庭課 家庭支援班 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話 086-226-7349

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 担当部署 ② 所属長	課長 三浦 智英	課長 柴田 義朗	事後	人事異動
平成28年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 請求先	岡山県総務部総務学事課〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話 086-226-7214	岡山県保健福祉部子ども未来課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話 086-226-7348	事後	担当班の追加
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	岡山県保健福祉部子ども未来課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話 086-226-7348	岡山県保健福祉部子ども未来課 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話 086-226-7348	事後	担当班の追加
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 担当部署 ① 部署	岡山県保健福祉部子ども未来課	岡山県保健福祉部子ども家庭課	事後	組織改正
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 担当部署 ② 所属長	課長 柴田 義朗	課長 大西 達也	事後	人事異動
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 取扱いに関する問合せ	岡山県保健福祉部子ども未来課 保育・母子班 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話 086-226-7348	岡山県保健福祉部子ども家庭課 家庭支援班 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 電話 086-226-7349	事後	組織改正
平成29年4月1日	II しいきい権判断項目 1. 対象人数	平成27年5月31日 時点	平成29年4月3日 時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	II しいきい権判断項目 2. 取扱者数	平成27年5月31日 時点	平成29年4月3日 時点	事後	時点修正
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 担当部署 ② 所属長	課長 大西 達也	課長 森 信二	事後	人事異動
平成30年4月1日	II しいきい権判断項目 1. 対象人数	平成29年4月3日 時点	平成30年4月2日 時点	事後	時点修正
平成30年4月1日	II しいきい権判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月3日 時点	平成30年4月2日 時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 担当部署 ② 所属長の役職名	課長 森 信二	課長	事後	様式変更
平成31年4月1日	IV リスク対策	項目なし	項目追加	事後	様式変更
平成31年4月1日	II しいきい権判断項目 1. 対象人数	平成30年4月2日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点修正
平成31年4月1日	II しいきい権判断項目 2. 取扱者数	平成30年4月2日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	時点修正
令和2年4月1日	I 関連項目 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 ○情報照会に係る根拠 番号法別表第二 57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二 130の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第19条、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2 ※30の項は、当面利用しない事務 ※47.116の項は、主務省令未制定	番号法第19条第7号 ○情報照会に係る根拠 番号法別表第二 57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二 130の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第59条の2 ※30の項は、当面利用しない事務	事後	時点修正
令和2年4月1日	II しいきい権判断項目 1. 対象人数	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和2年4月1日	II しいきい権判断項目 2. 取扱者数	平成31年3月31日 時点	令和2年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年4月1日	I 関連項目 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 ○情報照会に係る根拠 番号法別表第二 57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二 130の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2 ※30の項は、当面利用しない事務	番号法第19条第7号 ○情報照会に係る根拠 番号法別表第二 57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二 130の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2 ※30の項は、当面利用しない事務	事後	時点修正
令和3年4月1日	II しいきい権判断項目 1. 対象人数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年4月1日	II しいきい権判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月31日 時点	令和3年3月31日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 ○情報照会に係る根拠 番号法別表第二 57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二 130の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2 ※30の項は、当面利用しない事務	番号法第19条第8号 ○情報照会に係る根拠 番号法別表第二 57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二 130の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2 ※30の項は、当面利用しない事務	事後	番号法改正に伴う修正
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 ○情報照会に係る根拠 番号法別表第二 57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二 130の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2 ※30の項は、当面利用しない事務	番号法第19条第8号 ○情報照会に係る根拠 番号法別表第二 57の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第31条 ○情報提供に係る根拠 番号法別表第二 130の項、16の項、26の項、30の項、47の項、64の項、65の項、87の項、106の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第19条、第26条の2、第35条、第36条、第44条、第53条、第59条の2 ※30の項は、当面利用しない事務	事後	時点修正
令和4年4月1日	II しいきい権判断項目 1. 対象人数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正
令和4年4月1日	II しいきい権判断項目 2. 取扱者数	令和3年3月31日 時点	令和4年3月31日 時点	事後	時点修正